

令和 2 年 3 月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 9 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	職員の服務の宣誓に関する条例	1
議案第 10 号	宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市集会所に関する条例	2
議案第 11 号	宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市印鑑条例	3
議案第 13 号	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	4

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 1 4 号	道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例	6
議案第 1 5 号	宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市営住宅条例	1 1
議案第 1 6 号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	1 4
議案第 1 7 号	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	2 0
議案第 1 8 号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	2 1

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 略 (職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となつた者は、任命権者<u>または</u>任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を<u>行なつて</u>はならない。 第3条・第4条 略	第1条 略 (職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は <u>任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つて</u> はならない。 2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u> 第3条・第4条 略

宇治市集会所に関する条例新旧対照表

現行	改正案																				
別表第1(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 411 698 459">所在地</th><th data-bbox="698 411 1077 459">名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 459 698 555">宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市木幡須留5番地75</td><td data-bbox="698 459 1077 555">略</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 555 698 603">宇治市伊勢田町南山42番地16</td><td data-bbox="698 555 1077 603">宇治市伊勢田南集会所</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 603 698 651">宇治市小倉町西浦26番地14</td><td data-bbox="698 603 1077 651">宇治市西浦東集会所</td></tr> <tr> <td data-bbox="226 651 698 746">宇治市槇島町落合230番地～宇治市木幡北畠45番地8</td><td data-bbox="698 651 1077 746">略</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 略	所在地	名称	宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市木幡須留5番地75	略	宇治市伊勢田町南山42番地16	宇治市伊勢田南集会所	宇治市小倉町西浦26番地14	宇治市西浦東集会所	宇治市槇島町落合230番地～宇治市木幡北畠45番地8	略	別表第1(第3条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 411 1601 459">所在地</th><th data-bbox="1601 411 1973 459">名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 459 1601 555">宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市木幡須留5番地75</td><td data-bbox="1601 459 1973 555">略</td></tr> <tr> <td data-bbox="1128 555 1601 603">宇治市伊勢田町南山42番地16</td><td data-bbox="1601 555 1973 603">宇治市伊勢田南集会所</td></tr> <tr> <td data-bbox="1128 603 1601 651"></td><td data-bbox="1601 603 1973 651"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1128 651 1601 746">宇治市槇島町落合230番地～宇治市木幡北畠45番地8</td><td data-bbox="1601 651 1973 746">略</td></tr> </tbody> </table> 別表第2 略	所在地	名称	宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市木幡須留5番地75	略	宇治市伊勢田町南山42番地16	宇治市伊勢田南集会所			宇治市槇島町落合230番地～宇治市木幡北畠45番地8	略
所在地	名称																				
宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市木幡須留5番地75	略																				
宇治市伊勢田町南山42番地16	宇治市伊勢田南集会所																				
宇治市小倉町西浦26番地14	宇治市西浦東集会所																				
宇治市槇島町落合230番地～宇治市木幡北畠45番地8	略																				
所在地	名称																				
宇治市六地藏奈良町35番地10～宇治市木幡須留5番地75	略																				
宇治市伊勢田町南山42番地16	宇治市伊勢田南集会所																				
宇治市槇島町落合230番地～宇治市木幡北畠45番地8	略																				

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 略 (登録者の資格等) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>成年被後見人</u> 3 略 (登録申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、自ら登録を受けようとする印鑑を添えて、印鑑登録申請書により市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請できないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に申請させることができる。この場合において、<u>15歳未満の者又は成年被後見人</u>は、代理人となることができない。 第4条～第21条 略	第1条 略 (登録者の資格等) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u> 3 略 (登録申請) 第3条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、自ら登録を受けようとする印鑑を添えて、印鑑登録申請書により市長に申請しなければならない。ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請できないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に申請させることができる。この場合において、<u>前条第2項各号に掲げる者</u>は、代理人となることができない。 第4条～第21条 略

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1(第19条関係)			別表第1(第19条関係)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
ごみ(特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータに係る指定再資源化製品廃棄物を除く。)	(1) 土地又は建物の占有者が生活に伴う家庭系ごみ又は営業に伴う事業系ごみの収集、運搬及び処分を臨時に委託するとき。	ア 家庭系ごみ 100リットルまでごとに250円	ごみ(特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータに係る指定再資源化製品廃棄物を除く。)	土地又は建物の占有者が生活に伴う家庭系ごみの収集、運搬及び処分を臨時に委託する場合	100リットルまでごとに250円
		イ 事業系ごみ 100リットルまでごとに400円			
	(2) 土地又は建物の占有者が営業に伴う事業系ごみの収集、運搬及び処分を1日以上継続して委託するとき。	ア 1日の平均排出見込量が40リットル以上で、1箇月の総排出見込量が3,000リットル以下の場合 40リットルまでごとに200円		飼い主等が犬又は猫、幼犬又はこれらに準ずるものの処分を委託する場合	市長が指定した場所に搬入し、処分を委託するとき 収集、運搬及び処分を委託するとき
		イ 1日の平均排出見込量が40リットル以上で、1箇月の総排出見込量が3,000リットルを超え、10,000リットル以下の場合 40リットルまでごとに350円			
		ウ 1日の平均排出見込量が40リットル以上で、1箇月の総排出見込量が10,000リットルを			
			犬、猫等の死体	飼い主等が犬又は猫、幼犬又はこれらに準ずるものの処分を委託する場合	市長が指定した場所に搬入し、処分を委託するとき 収集、運搬及び処分を委託するとき
					1体につき2,200円
					1体につき3,300円
					1体につき1,100円
					1体につき2,200円

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表

現行			改正案
		<u>超える場合 40リットルまで ごとに400円</u>	
		<u>エ アからウまでのうち、毎週5 日以上継続して収集する場合 にあつては、それぞれの区分 により算出した手数料に20パ ーセントを加算するものとし る。</u>	
犬、猫等の死体	(1) 飼い主等が犬又はこれに準ずるものの処分を委託するとき。	<u>ア 市長が指定した場所に搬入し、処分を委託する場合 1体につき2,200円</u>	
		<u>イ 収集、運搬及び処分を委託する場合 1体につき3,300円</u>	
	(2) 飼い主等が猫、幼犬又はこれらに準ずるものの処分を委託するとき。	<u>ア 市長が指定した場所に搬入し、処分を委託する場合 1体につき1,100円</u>	
		<u>イ 収集、運搬及び処分を委託する場合 1体につき2,200円</u>	
別表第2・別表第3 略			別表第2・別表第3 略

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 略 (車線等) 第3条 車道(副道、停車帯<u>その他</u> 国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。 2 略 第4条 略 (副道) 第5条 略 2 副道 の幅員の基準は、規則で定める。 (路肩) 第6条 略 2 道路に自転車道を設けない場合においては、<u>車道の左側に設ける路肩の幅員は、交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の通行に配慮して定めるものとする。</u> 3 前項に定めるもののほか、<u>路肩</u>の幅員の基準は、規則で定める。 4・5 略 第7条 略	第1条・第2条 略 (車線等) 第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯その他</u>国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。 2 略 第4条 略 (副道) 第5条 略 2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員の基準は、規則で定める。 (路肩) 第6条 略 2 路肩 の幅員の基準は、規則で定める。 3・4 略 第7条 略 (<u>自転車通行帯</u>)

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(自転車道) 第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路	第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 第3種又は第4種の道路(前2項に規定するものを除く。)には、交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 4 自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。 (自転車道) 第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるも

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
__には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(____前項に規定する道路を除く。))には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3～5 略 (自転車歩行者道) 第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道____を設ける道路を除く。))には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2・3 略 (歩道) 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩	__には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。))には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3～5 略 (自転車歩行者道) 第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。))には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2・3 略 (歩道) 第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
者道を設ける道路を除く。)又は<u>自転車道</u>を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 略 第11条～第38条 略 (区分が変更される道路の特例) 第39条 市道の区域を変更し、当該変更に係る部分を府道及び他市町道とする計画がある場合において、当該市道を当該府道及び他市町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、第3項及び第5項、<u>第6条第3項、第7条第1項</u>、第10条第1項及び第2項、第12条第1項、第13条、第16条、第17条、第18条第1項、第20条、第22条第2項、第27条第3項、第30条並びに第32条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市道の区分とみなす。 (小区間改築の場合の特例) 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、<u>第7条</u>、第8条第5項、第9条第2項、第1	者道を設ける道路を除く。)又は<u>自転車道若しくは自転車通行帯</u>を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 略 第11条～第38条 略 (区分が変更される道路の特例) 第39条 市道の区域を変更し、当該変更に係る部分を府道及び他市町道とする計画がある場合において、当該市道を当該府道及び他市町道とすることにより令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第1項、第3項及び第5項、<u>第6条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項</u>、第10条第1項及び第2項、第12条第1項、第13条、第16条、第17条、第18条第1項、第20条、第22条第2項、第27条第3項、第30条並びに第32条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市道の区分とみなす。 (小区間改築の場合の特例) 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、<u>第7条、第7条の2第4項</u>、第8条第5項、第9条第2項、第1

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
0条第3項、第12条第2項、第15条から第22条まで、第23条第3項及び第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、<u>第6条第3項</u>、第7条<u>一</u>、第8条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第2項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第3項並びに第42条第2項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 第41条～第43条 略	0条第3項、第12条第2項、第15条から第22条まで、第23条第3項及び第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、<u>第6条第2項</u>、第7条、<u>第7条の2第4項</u>、第8条第5項、第9条第2項、第10条第3項、第12条第2項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第3項並びに第42条第2項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 第41条～第43条 略

宇治市市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第21条 略 (明渡しの請求等) 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の入居者に対して、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)・(2) 略 (3) 入居者が<u>当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき</u>。 (4)～(6) 略 2 市営住宅の入居者は、前項の請求_____を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより<u>同項の</u>_____請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求を受けた日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付した家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該請求に受けた日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより<u>同項の</u>_____請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求を受けた日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間に	第1条～第21条 略 (明渡しの請求等) 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の入居者に対して、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)・(2) 略 (3) 入居者が_____市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損したとき</u>。 (4)～(6) 略 2 市営住宅の入居者は、前項の<u>規定による請求</u>を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより<u>同項の規定による請求</u>を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から当該請求を受けた日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付した家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該請求に受けた日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより<u>同項の規定による請求</u>を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求を受けた日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間に

宇治市市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
ついては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 第23条～第35条 略 (使用許可の取消し) 第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の利用者に対し、当該市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 利用者が<u>当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき</u>。 (4)・(5) 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、使用を開始した日から当該使用の許可を取り消された日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付した使用料の額との差額に<u>年5分の割合</u>による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該使用の許可を取り消された日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4 略	ついては、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 第23条～第35条 略 (使用の許可の取消し) 第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の利用者に対し、当該市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 利用者が <u>市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき</u>。 (4)・(5) 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、使用を開始した日から当該使用の許可を取り消された日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付した使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該使用の許可を取り消された日の翌日から市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4 略

宇治市市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
第37条～第42条 略 (駐車場の使用の許可の取消し等) 第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場使用者に対して、当該駐車場の使用の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 駐車場使用者又はその同居者が当該駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損した</u>とき。 (4)・(5) 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、使用を開始した日から当該使用の許可を取り消された日までの期間については、近傍同種の駐車場の使用料の額とそれまでに納付した使用料の額との差額に<u>年5分の割合</u>による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該使用の許可を取り消された日の翌日から駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4 略 第44条～第48条 略	第37条～第42条 略 (駐車場の使用の許可の取消し等) 第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場使用者に対して、当該駐車場の使用の許可を取り消すことができる。 (1)・(2) 略 (3) 駐車場使用者又はその同居者が当該駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損した</u>とき。 (4)・(5) 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより使用の許可を取り消したときは、当該使用の許可を取り消された者に対し、使用を開始した日から当該使用の許可を取り消された日までの期間については、近傍同種の駐車場の使用料の額とそれまでに納付した使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による納付期限後の利息を付した額の金銭を、当該使用の許可を取り消された日の翌日から駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4 略 第44条～第48条 略

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案								
別表第1・別表第2 略 別表第3(第2条関係)	別表第1・別表第2 略 別表第3(第2条関係)								
略	略								
備考	備考								
1 第1号から第4号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 低炭素化のための建築物の新築等をする場合 当該建築物の新築等に係る部分 _____の床面積 (2) 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分 _____の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分に _____あつては、当該増加する部分の床面積)	1 第1号から第4号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 低炭素化のための建築物の新築等をする場合 当該建築物の新築等に係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の床面積 (2) 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)にあつては、当該増加する部分の床面積)								
2 略	2 略								
別表第4(第2条関係)	別表第4(第2条関係)								
<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <td>(1) 建築物エネルギー消費性</td><td>建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額</td></tr> </table>	手数料の種類	手数料の額	(1) 建築物エネルギー消費性	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額	<table> <tr> <th>手数料の種類</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <td>(1) 建築物エネルギー消費性</td><td>建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額</td></tr> </table>	手数料の種類	手数料の額	(1) 建築物エネルギー消費性	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額
手数料の種類	手数料の額								
(1) 建築物エネルギー消費性	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額								
手数料の種類	手数料の額								
(1) 建築物エネルギー消費性	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額								

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
能適合性判定 申請手数料	300平方メートル未満 のもの	<u>231,000円</u>	能適合性判定 申請手数料	300平方メートル未満 のもの	<u>231,000円(当該建築物が 認定を受けた建築物エネ ルギー消費性能向上計画 に係る建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する 法律第29条第3項に規定 する他の建築物(以下この 号及び第3号において 「他の建築物」という。) である場合は、10,000円)</u>
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	<u>374,000円</u>		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	<u>374,000円(当該建築物が 他の建築物である場合 は、28,000円)</u>
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	<u>533,000円</u>		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	<u>533,000円(当該建築物が 他の建築物である場合 は、82,000円)</u>
	5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	<u>657,000円</u>		5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	<u>657,000円(当該建築物が 他の建築物である場合 は、130,000円)</u>
	10,000平方メートル	<u>776,000円</u>		10,000平方メートル	<u>776,000円(当該建築物が</u>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
		以上25,000平方メートル未満のもの				以上25,000平方メートル未満のもの	他の建築物である場合は、164,000円)
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
		50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円			50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)
(2) 略				(2) 略			
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額			(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物の非住宅部分に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額		
	300平方メートル未満のもの		231,000円		300平方メートル未満のもの		231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		374,000円		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル		533,000円		2,000平方メートル以上5,000平方メートル		533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
		未満のもの				未満のもの	は、82,000円)
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
		50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円			50,000平方メートル以上のもの	1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)
(4)～(9) 略				(4)～(9) 略			
備考				備考			
1 第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。				1 第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。			
(1)～(3) 略				(1)～(3) 略			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合 当該建築物の新築等に係る部分 _____の床面積 (5) 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に<u>係る部分</u> _____の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する<u>部分に</u> _____あつては、当該増加する部分の床面積) (6) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する場合 当該建築物<u>の床面積</u> _____	(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合 当該建築物の新築等に係る<u>部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)</u>の床面積 (5) 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に<u>係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)</u>の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する<u>部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)</u>にあつては、当該増加する部分の床面積) (6) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する場合 当該建築物<u>(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)</u>の床面積
2・3 略 4 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する _____基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第8号及び第9号の規定の適用については、第8号中「35,000円」とあるのは「18,000円」	2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合又は認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合の審査に係る建築物の数が1を超えるときにおける手数料の額は、当該建築物ごとに算定する手数料の額を合算した額とする。 3・4 略 5 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第8号及び第9号の規定の適用については、第8号中「35,000円」とあるのは「18,000円」

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
と、「39,000円」とあるのは「20,000円」と、第9号ア中「71,000円」とあるのは「34,000円」と、「118,000円」とあるのは「59,000円」と、「201,000円」とあるのは「106,000円」と、「287,000円」とあるのは「160,000円」と、「556,000円」とあるのは「283,000円」と、「987,000円」とあるのは「482,000円」と、「1,818,000円」とあるのは「849,000円」とする。 <u>5</u> 略	と、「39,000円」とあるのは「20,000円」と、第9号ア中「71,000円」とあるのは「34,000円」と、「118,000円」とあるのは「59,000円」と、「201,000円」とあるのは「106,000円」と、「287,000円」とあるのは「160,000円」と、「556,000円」とあるのは「283,000円」と、「987,000円」とあるのは「482,000円」と、「1,818,000円」とあるのは「849,000円」とする。 <u>6</u> 略

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第1条の2 略 （経営の基本） 第2条 略 2 略 3 水道事業の給水人口は、<u>192,000人</u>とする。 4 水道事業の1日最大給水量は、<u>71,000立方メートル</u>とする。 5・6 略 第3条～第6条 略	第1条・第1条の2 略 （経営の基本） 第2条 略 2 略 3 水道事業の給水人口は、<u>188,000人</u>とする。 4 水道事業の1日最大給水量は、<u>63,000立方メートル</u>とする。 5・6 略 第3条～第6条 略

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額) 第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>610,000円</u>を超えることができない。 第16条の5の2～第16条の9 略 (介護納付金賦課限度額) 第16条の10 第16条の7の介護納付金賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。 第17条～第22条 略 (保険料の減額) 第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>280,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額	第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額) 第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、<u>630,000円</u>を超えることができない。 第16条の5の2～第16条の9 略 (介護納付金賦課限度額) 第16条の10 第16条の7の介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。 第17条～第22条 略 (保険料の減額) 第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>285,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>510,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア・イ 略 2・3 略 第23条の2～第32条 略	を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>520,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア・イ 略 2・3 略 第23条の2～第32条 略